

小児慢性特定疾患児医療用具給付事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（平成7年京都府告示第385号。以下「実施要綱」という。）の治療研究の対象となっている者であって、日常生活において医療用具を必要とするもの（以下「小児慢性特定疾患児」という。）又はその扶養義務者（世帯の生計中心者をいう。以下同じ。）の経済的負担の軽減を図るため、当該医療用具の購入に要する費用の一部について、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、実施要綱第9条に規定する小児慢性特定疾患医療受診券（以下「受診券」という。）の交付を受けた者であって、日常生活において医療用具を必要とするもの又はその扶養義務者とする。

(助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用は、小児慢性特定疾患児を治療する実施要綱第3条第2項に規定する契約医療機関が必要と認めた医療用具の購入に要した費用とする。ただし、医療用具に係る消耗品等の附属品の費用は、助成対象としないものとする。

2 前項に規定する助成の対象となる費用の額は、1医療用具につき15万円を限度とする。

3 助成金の交付を受けた医療用具と同一種目の医療用具に対しては、当該医療用具を購入した日から起算して3年を経過する日までは助成対象としないものとする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、前条に規定する医療用具の購入に要した費用の総額から、小児慢性特定疾患児又はその扶養義務者が負担すべき額（以下「一部負担額」という。）を控除した額とする。

2 前項に規定する一部負担額は、別表の徴収基準額表によるものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする小児慢性特定疾患児又はその扶養義務者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾患児医療用具給付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該申請者の住所地を所管する京都府保健所の

長を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 契約医療機関の医師による小児慢性特定疾患児医療用具に係る医療機関意見書（別記第2号様式）
- (2) 受診券の写し
- (3) 医療用具の購入に係る領収書

(交付の決定等)

第6条 知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金交付の決定又は不交付の決定を行い、速やかに申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第7条 知事は、申請者が偽りの申請その他不正な手段によって助成金の交付を受けたときは、前条の規定による交付決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第8条 知事は、前条の規定により、交付決定を取り消したときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、知事がやむを得ないと認められる事由がある場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月12日から施行し、平成20年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月15日から施行し、平成24年1月1日から適用する。